

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISAの利便性向上等		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISAは、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月より導入された。（その後、平成28年1月からは「ジュニアNISA」、平成30年1月からは「つみたてNISA」が導入された。） 令和5年度税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、令和6年1月から新しいNISAが開始された。</p> <p>・ 特例措置の内容 NISAのさらなる利便性向上等のため、所要の措置を講ずること。</p>		
関係条文	租税特別措置法第37条の14 等		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (-) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 新しいNISA制度が開始された中、手続の更なる簡素化・合理化や対象商品の要件の見直し等により、投資家の利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 2024年1月から新しいNISAが開始され、2024年3月末時点でNISA口座数が約2,323万口座、買付額は約41兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある。 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していく観点から、個々人のライフプランやライフステージに応じた商品選択、幅広い層による制度の円滑な利用等を可能とするため、対象商品等の要件の見直しやNISAに関する手続の更なる簡素化・合理化などに取り組む必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> <p>資産所得倍増プラン（抄） 2. 目標 ○資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。 ○加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。</p> <p>国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄） Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備 （2）新しいNISA 令和9年末時点におけるNISA 総口座数を3,400万へ、NISA 買付額を56兆円へ増加させることを目指す。</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（抄） Ⅶ. 資産運用立国の推進 1. 資産運用立国実現プランの実行 （1）家計の安定的な資産形成の支援 ①NISAの活用 2027年末時点のNISA 総口座数を3,400万口座、買付額を56兆円へ増加させることを目指す。</p>
		政策の達成目標	<p>NISAの普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>5年間で、NISA 総口座数を3,400万口座、NISA 買付額を56兆円とすること。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	<p>口座数：2,323万口座 買付額の合計：41.4兆円 （出典）金融庁「NISA利用状況調査」（令和6年3月末時点）</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	全てのNISA口座開設顧客の利便性向上につながる。	

		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度自体の利便性を向上させ、普及や利用促進を図るものであり、その性質上、予算上の措置等ではなく、税制上の措置によることが妥当である。

これまでの 税負担 軽減措 置等 の適 用実 績と 効果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	口座数：2,323万口座 買付額の合計：41.4兆円 (出典)金融庁「NISA利用状況調査」(令和6年3月末時点)
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	口座数は約2,323万口座(令和6年3月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、家 計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度改正 NISA の創設 ・平成22年度改正 NISA の法制化 ・平成23年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成24年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成25年度改正 NISA の恒久化等 ・平成26年度改正 NISA の利便性向上 ・平成27年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成28年度改正 NISA の利便性向上 ・平成29年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成30年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成31年度(令和元年度)改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和2年度改正 NISA の恒久化等 ・令和3年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和4年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和5年度改正 NISA の恒久化等 ・令和6年度改正 NISA の利便性向上等 	